

京都市上下水道企業管理規程第38号

京都市上下水道局専決処理の特例に関する規程を次のように制定する。

平成17年3月31日

京都市公営企業管理者

上下水道局長 吉村 憲次

京都市上下水道局専決処理の特例に関する規程

(趣旨)

第1条 この規程は、京都市上下水道局専決規程（以下「規程」という。）に規定する専決処理について、規程の特例を定めるものとする。

(専決処理の特例)

第2条 漏水修繕センター準備室長（以下「室長」という。）は、その所掌する事務において、規程別表第1課長、所長及び場長の項及び課長（京都市上下水道局組織及び事務処理規程第1条第1項に規定する課長に限る。）の項の専決事項を専決するものとする。

(規程の準用)

第3条 室長の専決処理は、規程第1条から第5条までの規定を準用するものとする。

附 則

(施行期日)

1 この規程は、平成17年4月1日から施行する。

(この規程の失効)

2 この規程は、平成17年5月16日限り、その効力を失う。

(上下水道局総務部総務課)